

新型コロナウイルスを想定した「新しい生活様式」が公表されました。

これは再び感染が拡大する可能性があり、長丁場に備え、感染拡大を予防するために、これまでの生活様式を見直し、徹底して行動を変えていくことが必要だということです。同時に、「新しい生活様式」にこそ、今後のビジネスチャンスのヒントが隠されているような気がします。「新しい生活様式」を心掛けることで、自分自身、大事な家族や友人、隣人の命を守りましょう。

①一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の3つの基本

- ①身体的距離の確保 ②マスクの着用 ③手洗い
- ・人との間隔はできるだけ2m・遊びに行くなら屋内より屋外
 - ・会話をする際は、正面を避ける・外出時にはマスクを着用
 - ・家に帰ったら、手や顔を洗う、すぐに着替えて、シャワーを浴びる
 - ・手洗いは30秒かけて、水と石けんで丁寧に
 - ・感染が流行している地域には移動しない
 - ・帰省や旅行は控えめに、出張は必要最小限に
 - ・発症した時のために、誰とどこで会ったかをメモしておく
 - ・地域の感染状況に注意する

②一日常生活を営む上での基本生活様式

- ・手洗い、手指消毒・換気・咳エチケットの徹底
- ・毎朝、体温測定、健康チェック、発熱又は風邪の症状がある時には自宅療養

③日常生活の各場面別の生活様式

買い物＝・通販も利用・電子決済の利用・サンプル・展示品等への接触は控えめに

・1人または少人数ですいた時間に・並ぶ時は、前後に間隔

食事＝持ち帰りや出前、デリバリーも・屋外空間で気持ちよく・大皿は避けて、料理は個別に・対面ではなく横並びに座る・会話は控えめに・お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避ける

娯楽、スポーツ等＝・公園はすいた時間場所を選ぶ・筋トレやヨガは自宅で動画を活用・ジョギングは少人数で・すれ違う時は距離を取るマナー・予約制を利用してゆったりと・狭い部屋に長居はしない・歌や応援は、十分な距離かオンライン

公共交通機関の利用＝会話は控えめに・混んでいる時間帯は避ける・徒歩や自転車も併用する

冠婚葬祭等＝多人数での会食は避ける・発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

④働き方の新しいスタイル

- ・テレワークやローテーション勤務・時差通勤・オフィスは広々と
- ・会議はオンライン・名刺交換はオンライン・対面での打合せは換気とマスク

新型コロナウイルス感染症に伴う 主な助成金・給付金等（個人向け支援）一覧

助成金・補助金等の内容等は日々更新されます。
詳細については、各お問い合わせ先にご確認いただきますようお願いいたします。

（令和2年5月7日時点）

対象・内容		利用可能メニュー及び概要	相談窓口
個人向け支援	申請する全ての人に	給付 特別定額給付金 一律1人10万円を給付	人吉市特別定額給付金事業推進室 0966-22-2111 (6302・6303)
	児童手当対象者に	給付 子育て臨時特別給付金 児童手当対象児童1人につき1万円を給付 ※6月19日支給予定	人吉市役所 福祉課児童福祉係 0966-22-2111 (内線1146)
	休業で家計が維持できない	貸付 緊急小口資金(特例) 貸付上限:10万円(特別な場合は20万円) 据置期間:1年以内、償還期間:2年以内	人吉市社会福祉協議会 または 熊本県社会福祉協議会 0966-24-8111 096-324-5475
	失業で家計が維持できない	貸付 総合支援資金(特例) 貸付上限:単身 月額15万円、複数 月額20万円 据置期間:1年以内、償還期間:10年以内	人吉市社会福祉協議会 0966-24-8111
	離職等で住宅を失った・失うかも	給付 住居確保納付金 家賃相当額を家主に対して代理納付 支給期間:原則3ヵ月(最長9ヵ月)	人吉市社会福祉協議会 0966-22-2111
	市税などの納付や申告が困難	猶予 納税、申告期限の猶予や延長 1年間の徴収猶予、延滞金免除、個別の事情により申告・納付期限を延長	人吉市役所 納税課 0966-22-2111
	自動車税などの納付や申告が困難	猶予 納税、申告期限の猶予や延長 1年間の徴収猶予、延滞金免除、担保不要(国の特例対象)個別の事情により申告・納付期限を延長	県南広域本部 総務部 税務課 0965-33-3236 (自動車税)096-368-4020
	社会保険料の納付が困難	猶予 納税、申告期限の猶予や延長 国民保険料、介護保険料の減免	人吉市役所 高齢者支援課 人吉市役所 保険年金課 0966-22-2111

（事業者向け支援）については裏面をご覧ください⇒

新型コロナウイルス感染症に伴う 主な助成金・給付金等（事業者向け支援）一覧

助成金・補助金等の内容等は日々更新されます。

詳細については、各お問い合わせ先にご確認いただきますようお願いいたします。

（令和2年5月7日時点）

対象・内容

利用可能メニュー及び概要

相談窓口

事業者向け支援

従業員に休業してもらうなら

子どもがいる従業員のために

子どもがいるフリーランスのために

テレワークを導入するために

コロナで売上が減少した

休業要請に応じていただいた

助成 雇用調整助成金（コロナ特例）

休業手当助成：1日1人あたり8,330円まで
助成率は、企業規模・雇用状況で変動

助成 小学校休業等対応助成金
（労働者向け）

小学校等休校で労働者が有給休暇取得の場合
1日につき8,330円を上限に、賃金相当額を助成

助成 小学校休業等対応支援金
（フリーランス向け）

小学校等休校で休業したフリーランス
1日あたり4,100円（定額）を助成

助成 働き方改革推進支援助成金

テレワークを新規で導入する場合
助成率：1/2、上限：100万円

給付 持続化給付金

本年1月～12月の売上が、前年の同月比▲50%以上
法人200万円（最大）、個人事業者100万円（最大）支給

給付 熊本県事業継続支援金
県独自

本年1月～12月の売上が、前年の同月比▲30%～▲50%未満
法人20万円（最大）、個人事業者10万円（最大）支給

給付 人吉市新型コロナ小規模事業者
持続化臨時給付金
市独自 5月15日まで受付

本年3月または4月の売上が、前年の同月比▲50%以上減少
法人・個人事業者ともに1社10万円支給

給付 人吉市新型コロナ雇用支援補
助金
市独自 6月1日まで受付

売上が、前年同月比▲15%以上減少
雇用1人につき2万円、限度額20万円

給付 熊本県休業要請協力金
県独自

休業要請に応じていただいた事業者に一律10万円

厚生労働省 熊本労働局
職業対策課分室 096-312-0086
8:30～17:00（土日祝除く）

厚生労働省
学校等休業助成金
コールセンター 0120-60-3999
9:00～21:00（土日祝含む）

テレワーク相談センター 0120-91-6479
9:00～17:00（土日祝除く）

持続化給付金事業
コールセンター 0120-115-9155

熊本県相談窓口 096-333-2828

人吉市役所 商工振興課 0966-22-2111

人吉商工会議所 0966-22-3101

熊本県相談窓口 096-333-2828

事業者向け支援

コロナで売上が減少した
【企業向け】

コロナで農林漁業収入が減少した
【農林漁業者向け】

漁港施設占有料の支払いが困難
【農林漁業者向け】

漁港施設占有料の支払いが困難
【漁業者等向け】

港湾・空港施設使用料の支払いが困
難【定期旅客船運航事業者向け】

法人事業税などの給付や申告が
困難

融資 新型コロナウイルス感染症
対応資金

売上減少：▲5%以上
融資限度額：3,000万円（保証料なし、3年間無利子）
融資期間：10年以内（据置5年以内）

融資 金融円滑化特別資金
県独自

売上減少（率は問わない）
融資限度額：8,000万円
（保証料なし、一部市町村で利子補給あり）
融資期間：1年～10年以内（据置1年以内）

融資 金融円滑化特別資金
（セーフティネット保証4号）

売上減少：▲20%以上
融資限度額：8,000万円
（保証料なし、一部市町村で利子補給あり）
融資期間：1年～10年以内（据置1年以内）

融資 金融円滑化特別資金
（危機関連保証分）

売上減少：▲15%以上
融資限度額：8,000万円
（保証料なし、一部市町村で利子補給あり）
融資期間：1年～10年以内（据置2年以内）

融資 人吉市新型コロナ資金利子補給
市独自 6月1日から受付開始

対象：国・県が新型コロナ感染症対策として制定した制度
補助対象融資の上限：2,000万円
限度額：年40万円
補助期間：3年（36カ月）

融資 新型コロナウイルス感染症
特別貸付

売上減少：▲5%以上
融資限度額：6,000万円又は3億円（3年間無利子）
融資期間：15年（運転）～20年（設備）以内
（据置5年以内）

融資 新型コロナウイルス対策
マル経融資

売上減少：▲5%以上
融資限度額：1,000万円（3年間無利子）
融資期間：7年（運転）～10年（設備）以内
（据置3年（運転）～4年（設備）以内）

融資 新型コロナウイルス対策
緊急支援資金

貸付限度額：1,000万円（5年間無利子、保証料なし）

融資 農林漁業セーフティネット資金

貸付限度額：1,200万円※1
（5年間実質無利子化※2、実質無担保化）
※1 特認：年間経営費等の12/12以内
※2 林業・水産業については限度額あり

猶予 納税、申告期限の猶予や延長

1年間の徴収猶予、延滞金免除、担保不要（国の特例対象）
個別の事情により申告・納付期限を延長

猶予 漁港施設占有料徴収の猶予

本年4月末までの納期限を10月末まで（6ヶ月間）猶予

猶予 港湾・空港施設使用料徴収の猶予

本年3月～8月分までの徴収を当面6ヶ月間猶予

猶予 納税、申告期限の猶予や延長

1年間の徴収猶予、延滞金免除、担保不要（国の特例対象）
個別の事情により申告・納付期限を延長

人吉商工会議所
（又は取扱金融機関） 0966-22-3101

日本政策金融公庫
国民生活事業
096-353-6121
中小企業事業
096-352-9155

熊本県 農林水産部
団体支援課 096-333-2371

日本政策金融公庫
熊本支店 096-353-3104

県南広域本部
総務課 納税課 0965-33-3236

熊本県 農林水産部
漁港漁場整備課 096-333-32463

熊本県土木部港湾課 096-333-2515

県南広域本部
総務課 納税課 0965-33-3236

（個人向け支援）については裏面をご覧ください⇒